

【高度人材外国人受入促進事業による特例加算】

京都府が認定する企業で雇用される高度の専門的な能力を持つ外国人の受入を促進するため、
【高度専門職】在留資格に必要なポイント特例加算

認定要件

京都府内の事業拠点で
外国人を雇用する企業

下記補助金のいずれかの
交付決定を受けた企業

- (公財) 京都産業21が公募する
- ◆企業の森・産学の森推進事業（Ⅱコース又はⅢコース）
 - ◆IT/ミック・ガーデニング支援強化事業（Ⅱコース又はⅢコース）
 - ◆次世代地域産業推進事業

下記業種のいずれかに該当

- | | |
|------------------|----------------------|
| 09 食料品製造業 | 25 はん用機械器具製造業 |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | 26 生産用機械器具製造業 |
| 11 繊維工業 | 27 業務用機械器具製造業 |
| 12 木材・木製品製造業 | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 13 家具・装備品製造業 | 29 電気機械器具製造業 |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | 30 情報通信機械器具製造業 |
| 15 印刷・関連業 | 31 輸送用機械器具製造業 |
| 16 化学工業 | 32 その他の製造業 |
| 18 プラスチック製品製造業 | 39 情報サービス業 |
| 19 ゴム製品製造業 | 40 インターネット随伴サービス業 |
| 21 窯業・土石製品製造業 | 41 映像・音声・文字情報制作業 |
| 24 金属製品製造業 | |

※統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類による

高度専門職（1号）の在留資格
を取得するには、
ポイントが合計**70点必要**

ポイント10点
特例加算



学歴	修士号	20点
職歴	10年	20点
年収	480万	0点
年齢	34歳	10点
ボーナス	日本語能力試験(N2)	10点

合 計 70点

京都に海外の高度人材を集積させ、海外市場への本格参入・協業、海外投資家からの資金調達を強力に推進し、国際ビジネス力を強化